

令和6年度

河内長野市内部統制評価報告書

審査意見書

令和8年3月

河内長野市監査委員

河長監第39号

令和8年3月17日

河内長野市長 西野 修平様

河内長野市監査委員  
村 治 規 行  
桂 聖

令和6年度河内長野市内部統制評価報告書

の審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項の規定により審査に付された令和6年度河内長野市内部統制評価報告書を審査したので、次のとおり意見を提出します。

# 令和6年度河内長野市内部統制評価報告書審査意見

## 1 審査の対象

令和6年度河内長野市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

## 2 審査の着眼点

市長が作成した令和6年度評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われたかといった観点から審査を行った。

## 3 審査の期間

令和7年10月1日から令和7年12月25日まで

## 4 審査の実施内容

「河内長野市監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月（令和6年3月改定）総務省）の「V監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

なお、審査の過程において、報告書に記載された以下の運用上の重大な不備4件を含む運用上の不備30件、整備上の不備7件を市長が把握していることを確認した。

〈報告書に記載された運用上の重大な不備〉

- ①再転入時の宛名番号紐づけ誤り
- ②公印の紛失
- ③議会の議決を経ずに行った契約及び財産の取得
- ④議会の議決を経ずに行った指定管理者の指定

## 5 審査の結果

報告書について、1から4までのとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認められる。

(所見)

審査の結果については5のとおりであるが、重大な不備を含め、不備が多く見受けられる状況にあることから、改めて職員に対して、内部統制に対する意識の向上を図るとともに、今後も、内部統制の推進に鋭意取り組まれない。